

奥尻町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年 3 月

(令和 3 年 1 1 月一部改正)

奥尻町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、社会情勢等を踏まえ、平成27年2月に各小中学校及び高等学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「奥尻町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムはこの会議で議論し策定しました。

- ・奥尻町総務課情報サービス係（交通安全対策）
- ・奥尻町教育委員会
- ・北海道方面江差警察署奥尻駐在所・青苗駐在所
- ・奥尻町建設水道課管理係
- ・北海道渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所
- ・奥尻町交通安全協会
- ・奥尻町教頭会（小・中・高等学校代表者）

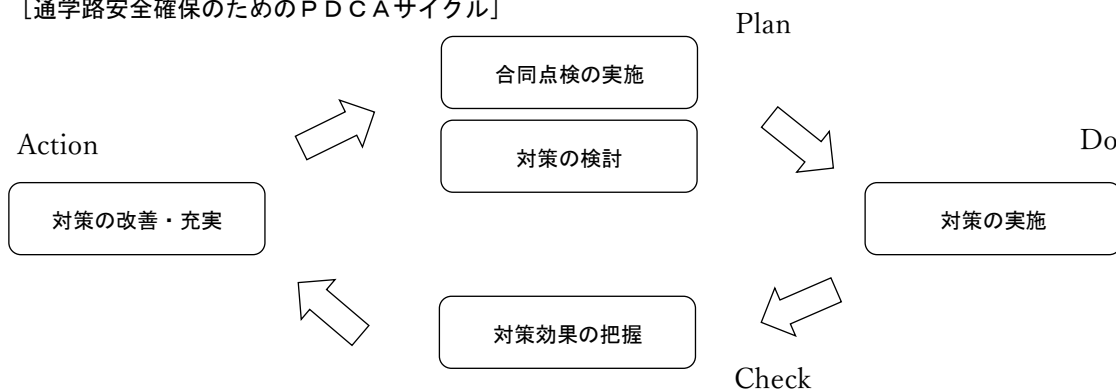
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内を2つのグループ（北部・南部）に分け、それぞれ年1～2回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校・中学校・高等学校ごとに、学校、道路管理者、警察、交通安全協会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施に当たっては対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所一覧表の公表

合同点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」作成し、公表します。